

健衛発0319第1号
平成23年3月19日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



福島原子力発電所の事故による避難者に関する
旅館業者への周知について

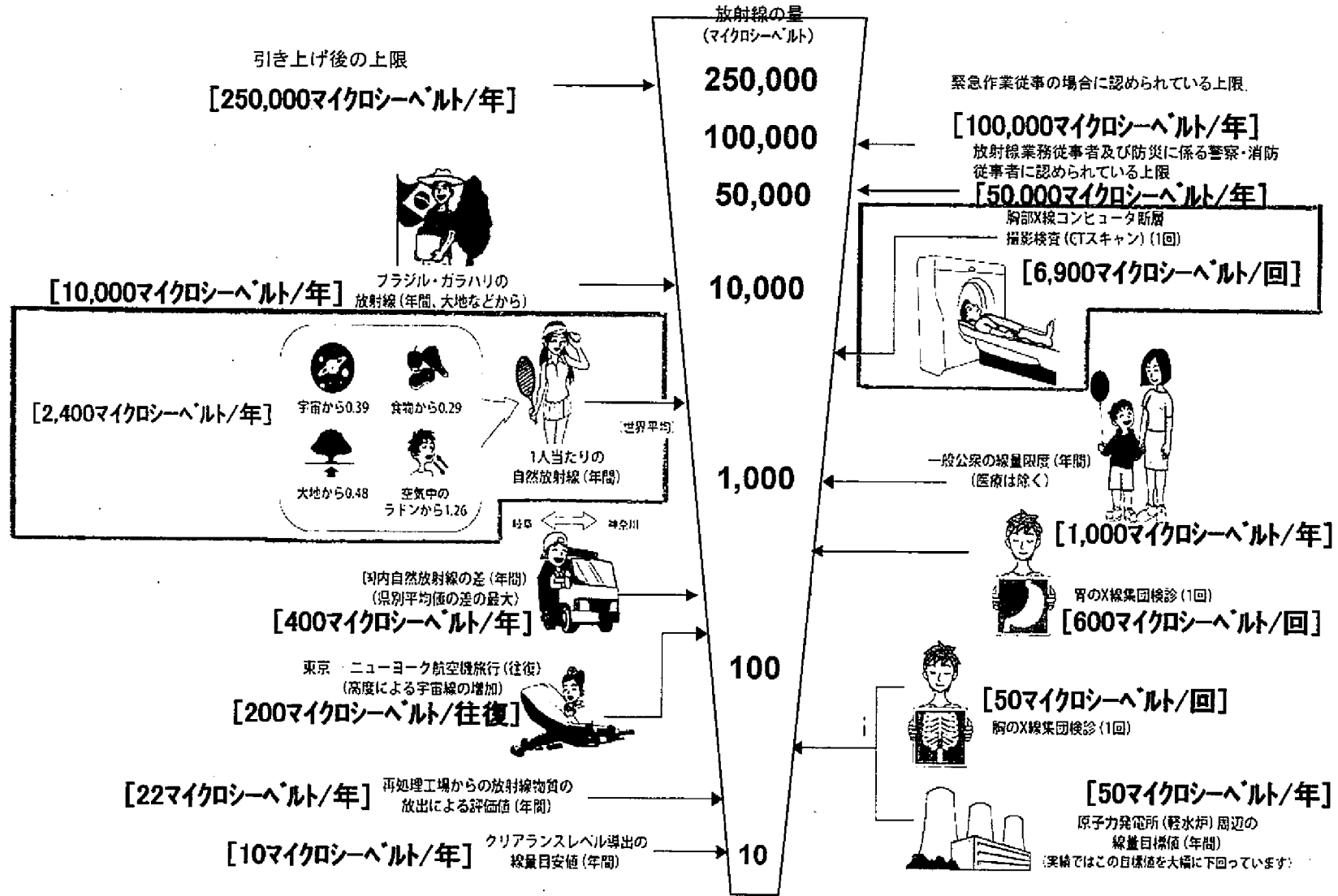
福島原子力発電所の事故に伴い、その周辺では住民への避難や屋内退避の指示が出ている状況を受け、福島原子力発電所周辺の避難・屋内退避圏内から圏外や他県、福島県内から他県に避難した方がおられますが、放射線の影響を懸念して避難した方の宿泊の受入れを躊躇する旅館業の業者がいるとの話を聞き及んでおります。

福島第一原子力発電所の半径20km圏内の避難指示がされた3月12日午後、福島第一原子力発電所の敷地境界で測定された値は、1.015マイクロシーベルトと発表されています。一方で、一人当たりの自然放射線の被ばく線量は年間2.400マイクロシーベルト、胸部CTスキャンによる被ばく線量は1回6,900マイクロシーベルトであることを鑑みれば、避難指示に応じて避難した方については被ばく線量は極めて限られており、宿泊の受入れを行って問題ないものと考えられます(別紙参照)。

つきましては、福島県から来ているとの理由のみで宿泊拒否するなど、各業者においていたずらに過剰な反応に陥らないよう、御指導をお願いいたします。

なお、避難された方が放射線の影響に関する健康相談を希望する場合の対応については、当局総務課地域保健室から各都道府県等地域保健主管部局あて事務連絡(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015fth.pdf>)が発出されておりますので、適宜、情報提供をお願いします。

<< 日常生活と放射線 >>



※ Sv【シーベルト】=放射線の種類による生物効果の定数(※) × Gy【グレイ】

※ X線、γ線では 1